

中小事業者に対する支援（資金繰り支援）

日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化等

- 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに200万件、40兆円を超える融資・保証を実施。これまでの実績も踏まえて、3次補正予算案において追加で総額29兆円規模の資金繰り支援を講じる。（予算額**3兆2,049億円**）。
- 今回、迅速な資金繰り支援を行うため、日本政策金融公庫等における運用について、
 - ① 「直近1ヶ月」の売上減少（※）を要件としていたところ、「直近2週間以上」での比較も可とする。
(※) 個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。
 - ② 融資の申請時に、「試算表」（月次の売上等を記載した資料）を省略可とする。
 - ③ 融資の申請時に、「押印」を不要にする。
- また、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる**上限額を引き上げる**。

日本公庫（中小）	商工中金	日本公庫（国民）	民間（信用保証）
2億→3億	2億→3億	4000万→6000万	4000万→6000万

- さらに、日本公庫等に対し、一定期間の返済猶予を行うなど、最大限柔軟な対応を要請する。

新型コロナウイルス感染症特別貸付制度概要（日本公庫及び商工中金(危機対応融資)）

貸付対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、</p> <p>(1) 最近1か月間等の売上高（注）が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方</p> <p>(2) 業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等、前3年のいずれかの年の同期と単純に比較できない場合は、最近1か月1か月間等の売上高（注）が次のいずれかと比較して5%以上減少した方</p> <p>① 過去3ヶ月（最近1ヶ月含む）の平均売上高</p> <p>② 令和元年12月の売上高</p> <p>③ 令和元年10月～12月の売上高平均額</p> <p>※ 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用（注）最近1か月間の売上高のほか、最近14日間以上1か月間未満の任意の期間における売上高</p>
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金
貸付限度額	【中小事業・危機対応】1社あたり6億円（別枠）、【国民事業】1社あたり8,000万円（別枠）
利下げ限度額	【中小事業・危機対応】1社あたり3億円、【国民事業】1社あたり6,000万円
貸付期間	設備資金：20年以内、運転資金：15年以内（うち、据置期間：5年以内）
貸付利率	<p>当初3年間：基準利率▲0.9%、4年目以降：基準利率</p> <p>※ 中小事業・危機対応：1.11%→0.21%、国民事業：1.26%→0.36%</p> <p>※ 令和3年1月4日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律</p>
担保	無担保
実質無利子（利子補給）	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者で以下の要件を満たす方</p> <p>① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし</p> <p>② 小規模企業者（法人事業者）：売上高5%以上減少</p> <p>③ 中小企業者（①②を除く事業者）：売上高20%以上減少</p> <p>(2) 補給上限：【中小事業・危機対応】1社あたり3億円、【国民事業】1社あたり6,000万円</p> <p>※ 利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額</p>

民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

制度概要

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも
実質無利子※・無担保・据置最大5年融資を拡大します。
あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の
保証料を半額又はゼロにします。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

対象要件

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用**した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)		保証料ゼロ・金利ゼロ
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

- 融資上限額：6000万円※（拡充前4000万円）
※各都道府県等において準備が整い次第、融資上限額を拡充
- 補助期間：保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

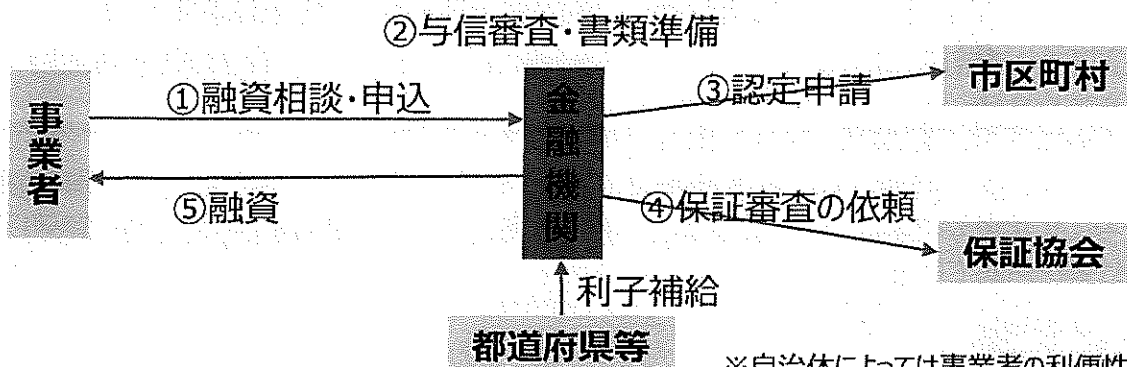
裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



申請の流れはどのようになりますか？

金融機関がワンストップで効率的、迅速に申請手続きを行います。
まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



※自治体によっては事業者の利便性の観点から、若干異なるスキームとなることもあります。



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから申込みできますか？

令和2年5月1日より各都道府県等にて制度を開始しておりますので、まずはお取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① 市町村認定書(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② 金融機関必要書類
- ③ 保証協会必要書類 など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、各金融機関へご相談ください。